

<本通知のポイント>

国による「まん延防止等重点措置」適用を受け、令和3年（2021年）7月30日付け教義第439号、教特第242号、教体第599号による対応を、令和3年8月31日（火）まで延長することについてお知らせします。

教義第455号

教特第248号

教体第621号

令和3年（2021年）8月5日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

本県においては、新型コロナウイルス感染症について、県独自の「熊本蔓延防止宣言」を令和3年（2021年）7月30日（金）に発出したところですが、更に、8月8日（日）から8月31日（火）まで国による「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

このような状況を踏まえ、令和3年（2021年）7月30日付け教義第439号、教特第242号、教体第599号で通知した対応の期間を、8月31日（火）まで延長することとします。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知くださるとともに、感染拡大防止のために家庭と連携して取り組むよう指導をお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校及び特別支援学級に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689